

自動車運転による死傷事犯に関する主要国の法制

【アメリカ（ミシガン州）】

○ 飲酒等運転致死傷罪（ミシガン州自動車法 § 257.625(4)・(5)）

① 一定の交通前科で有罪とされてから7年以内に、血液100ミリリットル当たり0.17グラム以上のアルコールを保有した状態で自動車を運転し、

- ・ 人を死亡させた者に対する罰則

20年以下の自由刑若しくは2500ドル以上1万ドル以下の罰金又はその併科

- ・ 人の身体機能に重大な障害を生じさせた者に対する罰則

10年以下の自由刑若しくは1000ドル以上5000ドル以下の罰金又はその併科

② 酒、規制薬物の影響下にあるなどの状態で自動車を運転し、法律で定められた方法によらずに緊急車両に接近して、警察官・消防隊員等を死亡させた者に対する罰則

20年以下の自由刑若しくは2500ドル以上1万ドル以下の罰金又はその併科

③ ①・②以外の場合であって、酒、規制薬物の影響下にあるなどの状態で自動車を運転し、

- ・ 人を死亡させた者に対する罰則

15年以下の自由刑若しくは2500ドル以上1万ドル以下の罰金又はその併科

- ・ 人の身体機能に重大な障害を生じさせた者に対する罰則

5年以下の自由刑若しくは1000ドル以上5000ドル以下の罰金又はその併科

○ 無謀運転致死傷罪（同法 § 257.626(3)・(4)）

人又は財産の安全を意図的又は不当に無視して自動車を運転し、

- ・ 人を死亡させた者に対する罰則

15年以下の自由刑若しくは2500ドル以上1万ドル以下の罰金又はその併科

- ・ 人の身体機能に重大な障害を生じさせた者に対する罰則

5年以下の自由刑若しくは1000ドル以上5000ドル以下の罰金又はその併科

○ 無免許運転致死傷罪（同法 § 257. 904(4)・(5)）

無免許で自動車を運転し、

- ・ 人を死亡させた者に対する罰則

15年以下の自由刑若しくは2500ドル以上1万ドル以下の罰金又はその併科

- ・ 人の身体機能に重大な障害を生じさせた者に対する罰則

5年以下の自由刑若しくは1000ドル以上5000ドル以下の罰金又はその併科

○ 逃走行為による致死傷罪（同法 § 257. 602a(4)・(5)）

自動車を運転して、警察官等からの停止の求めに従わずに逃走するなどし、これによって、

- ・ 人を死亡させた者に対する罰則

15年以下の自由刑若しくは1万ドル以下の罰金又はその併科

- ・ 人に重大な傷害を負わせた者に対する罰則

10年以下の自由刑若しくは5000ドル以下の罰金又はその併科

○ 交通法規違反致死傷罪（同法 § 257. 601c(1)・(2)、601d(1)・(2)）

① 自動車を運転中に罰金刑を科し得る交通法規違反をし、幹線道路において、

- ・ 農業機械を運転している人を死亡させた者に対する罰則

15年以下の自由刑若しくは7500ドル以下の罰金又はその併科

- ・ 農業機械を運転している人に傷害を負わせた者に対する罰則

1年以下の自由刑若しくは1000ドル以下の罰金又はその併科

② 自動車を運転中に罰金を科し得る交通法規違反をし、

- ・ 当該違反が直接の原因となって人を死亡させた者に対する罰則

1年以下の自由刑若しくは2000ドル以下の罰金又はその併科

- ・ 自動車を運転中に罰金刑を科し得る交通法規違反をし、人の身体機能に重大な障害を生じさせた者に対する罰則

93日以下の自由刑若しくは500ドル以下の罰金又はその併科

- 緊急車両への違法な接近等による致死傷罪（同法 § 257.653a(3)・(4)）
自動車運転して、法律で定められた方法によらずに緊急車両に接近し、
- ・ 警察官・消防隊員等を死亡させた者に対する罰則
15年以下の自由刑若しくは7500ドル以下の罰金又はその併科
 - ・ 警察官・消防隊員等に傷害を負わせた者に対する罰則
2年以下の自由刑若しくは1000ドル以下の罰金又はその併科

【イギリス】

○ 危険運転致死傷罪（道路交通法 § 1・ § 1A）

道路又はその他の公共の場所で自動車等を危険に運転し、これにより、

- ・ 人を死亡させた者に対する罰則

最高刑は終身刑

- ・ 人に重大な傷害を負わせた者に対する罰則

5年以下の拘禁刑若しくは罰金又は併科

（略式起訴の場合は6か月以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科）

○ 飲酒等運転過失致死罪（同法 § 3A）

道路又はその他の公共の場所で、相当な注意力を欠くなどして自動車等を運転し、他人を死亡させ、かつ

(a) 酒又は薬物の影響により運転には適していない状態にあった

(b) 呼気、血液又は尿中に法定の基準を超えるアルコールが含まれている状態にあった

(ba) 血液又は尿中に法定の基準を超える規制薬物が含まれている状態にあった

(c) 第7条に基づき、事故から18時間以内に呼気サンプル等の提出を求められたが、合理的な理由がないのにこれに応じなかった

(d) 第7A条に基づき採取された自己の血液について、これを検査に供することに応じるよう求められたが、合理的な理由がないのにこれに応じなかった

場合のいずれかに該当する者に対する罰則

最高刑は終身刑（罰金を選択し又は併科することも可能）

○ 無資格運転致死傷罪（同法 § 3ZC、 § 3ZD）

無資格で、道路において自動車等を運転し、これにより、

- ・ 人を死亡させた者に対する罰則

10年以下の拘禁刑若しくは罰金又は併科

- ・ 人に重大な傷害を負わせた者に対する罰則

4年以下の拘禁刑若しくは罰金又は併科

（略式起訴の場合は6か月以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科）

○ 不注意・身勝手運転致死傷罪（同法 § 2B、 § 2C）

道路又はその他の公共の場所で相当な注意力を欠くなどして自動車等を運転し、これにより、

- ・ 人を死亡させた者に対する罰則

5年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科

（略式起訴の場合は6か月以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科）

- ・ 人に重大な傷害を負わせた者に対する罰則

2年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科

（略式起訴の場合は6か月以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科）

○ 無免許・無保険運転致死罪（同法 § 3ZB）

無免許又は無保険で、道路において自動車等を運転することにより人を死亡させた者に対する罰則

2年以下の拘禁刑若しくは罰金又は併科

（略式起訴の場合は6か月以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科）

【ドイツ】

○ 過失致死罪（刑法 § 222）

過失によって人の死亡の結果を引き起こした者に対する罰則

5年以下の自由刑又は罰金

○ 過失傷害罪（同法 § 229）

過失によって他人の傷害を引き起こした者に対する罰則

3年以下の自由刑又は罰金

○ 道路交通に対する危害行為罪（同法 § 315c）

アルコール等の摂取等が原因で乗物を安全に操縦できる状態にないにもかかわらず乗物を操縦し、又は、著しく交通に違反し、かつ無謀に優先通行を無視するなどして、これによって、他人の身体・生命等を危険にした者に対する罰則

（故意） 5年以下の自由刑又は罰金

（過失） 2年以下の自由刑又は罰金

【フランス】

○ 自動車等運転過失致死罪（刑法 § 221-6-1）

安全義務・注意義務を怠り、他人を死亡させた車両運転者に対する罰則

- ① (1) 次の(2)から(6)までに掲げるものの以外の安全義務・注意義務の明らかな意図的懈怠、(2) 酩酊、法定の基準以上の酒気帯び又はその検査拒否、(3) 麻薬の使用又はその検査拒否、(4) 無免許、(5) 時速50キロメートル以上の速度超過、(6) ひき逃げ（※）のうち2つ以上に該当する場合

10年以下の拘禁刑及び15万ユーロ以下の罰金

- ② 上記①のうち1つに該当する場合

7年以下の拘禁刑及び10万ユーロ以下の罰金

- ③ 上記①・②以外の場合

5年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロ以下の罰金

○ 自動車等運転過失重傷害罪（3か月を超える労働不能）（同法 § 222-19-1）

安全義務・注意義務を怠り、他人に3か月を超える完全労働不能を引き起こした車両運転者に対する罰則

- ① 上記（※）(1)から(6)までのうち2つ以上に該当する場合

7年以下の拘禁刑及び10万ユーロ以下の罰金

- ② 上記（※）(1)から(6)までのうち1つに該当する場合

5年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロ以下の罰金

- ③ 上記①・②以外の場合

3年以下の拘禁刑及び4万5000ユーロ以下の罰金

○ 自動車等運転過失傷害罪（3か月以下の労働不能）（同法 § 222-20-1）

安全義務・注意義務により他人に3か月以下の完全労働不能を引き起こした車両運転者に対する罰則

- ① 上記（※）(1)から(6)までのうち2つ以上に該当する場合

5年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロ以下の罰金

- ② 上記（※）(1)から(6)までのうち1つに該当する場合

3年以下の拘禁刑及び4万5000ユーロ以下の罰金

- ③ 上記①・②以外の場合

2年以下の拘禁刑及び3万ユーロ以下の罰金

【韓国】

○ 危険運転等致死傷罪（特定犯罪の加重処罰等に関する法律 § 5の11(1)）

飲酒又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態において、自動車等を運転し、

- ・ 人を死亡させた者に対する罰則

無期又は3年以上の懲役

- ・ 人に傷害を負わせた者に対する罰則

1年以上15年以下の懲役又は1000万ウォン以上3000万ウォン以下の罰金

○ 業務上過失・重過失致死傷罪に係る処罰の特例（交通事故処理特例法 § 3-1、刑法 § 268）

交通事故により刑法 § 268の罪（業務上の過失又は重大な過失で人を死傷させた罪）を犯した自動車の運転者に対する罰則

5年以下の禁錮又は2000万ウォン以下の罰金